

議案第79号

米原市税条例等の一部を改正する条例について

米原市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成28年9月2日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等の公布に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

## 米原市税条例等の一部を改正する条例

(米原市税条例の一部改正)

第1条 米原市税条例（平成17年米原市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第80条の7第1項」を加え、「および第2号」を「、第2号および第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「ならびに第5号および第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。）、」を削り、「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日またはその日の翌日から1月を経過する日

第34条の4中「100分の11.3」を「100分の7.6」に改める。

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「および第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、または国の税務官署が所得税の更正（納税すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納税すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額

(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項および第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を同条第7項とし、第5項を同条6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合または法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をし

た日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合または法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第80条第1項および第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2中「次の各号に該当するもの」を「救急用のもの」に改め、同条各号を削り、同条を第80条の3とし、第80条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第80条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車またはその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の前に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第80条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第80条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受け

るもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受け  
るもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3  
(環境性能割の徴収の方法)

第80条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第80条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第80条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなくて申告または報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第80条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車または第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第81条中「次の各号に掲げる」を「商品であつて使用しない」に改め、同条各号を削る。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税額は」に改め、同条第2号アおよびイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条(見出しを含む。)および第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項および第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第80条の2第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第80条の2第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「ものと認める」を削り、同項第2号中「除く外」を「除くほか」に改め、同条第2項および第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第80条の3」に、「軽

自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

付則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

付則第10条の2中第7項を第12項とし、第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

付則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第80条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第80条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあ



るのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第80条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|     |        |          |
|-----|--------|----------|
| 第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 |
| 第2号 | 100分の2 | 100分の1   |
| 第3号 | 100分の3 | 100分の2   |

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第80条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

|          |         |         |
|----------|---------|---------|
| 第2号ア(イ)  | 3,900円  | 4,600円  |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円  | 8,200円  |
|          | 10,800円 | 12,900円 |
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円  | 4,500円  |
|          | 5,000円  | 6,000円  |

付則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ)  | 3,900円  | 1,000円 |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円  | 1,800円 |
|          | 10,800円 | 2,700円 |

|          |        |        |
|----------|--------|--------|
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円 | 1,000円 |
|          | 5,000円 | 1,300円 |

付則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ)  | 3,900円  | 2,000円 |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円  | 3,500円 |
|          | 10,800円 | 5,400円 |
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円  | 1,900円 |
|          | 5,000円  | 2,500円 |

付則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ)  | 3,900円  | 3,000円 |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円  | 5,200円 |
|          | 10,800円 | 8,100円 |
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円  | 2,900円 |
|          | 5,000円  | 3,800円 |

付則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「付則第20条の2第1項」を「付則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項」を「ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項」に、「付則第20条の2第1項」を「付則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「付則第20条の2第1項」を「付則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人

税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「付則第20条の2第1項」を「付則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条および」を「同条および」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「付則第20条の2第3項」を「付則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項」を「ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項」に、「付則第20条の2第3項」を「付則第20条の3第3項後段」に改め、「第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「付則第20条の2第3項」を「付則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「または配当所得」を「もしくは配当所得」に改め、同項第4号中「付則第20条の2第3項」を「付則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「付則第20条の2第3項」を「付則第20条の3第3項前段」に改め、同条を付則第20条の3とし、付則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等または外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第

7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項および第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項および第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項および第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同法第7条第18項(同法第11条第12項および第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等または外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項および第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた

第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたものおよびその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項および第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額もしくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)  
 第2条 米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成26年米原市条例第70号）の一部を次のように改正する。

付則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条および新条例」を「米原市税条例第82条および」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

|                       |          |   |
|-----------------------|----------|---|
| 第82条第2号ア(イ)           | 3,900円   | 3,100円  |
| 第82条第2号ア(ウ)a          | 6,900円   | 5,500円  |
|                       | 10,800円  | 7,200円  |
| 第82条第2号ア(ウ)b          | 3,800円   | 3,000円  |
|                       | 5,000円   | 4,000円  |
| 付則第16条第1項             | 第82条     | 米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成26年米原市条例第70号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条 |
| 付則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項  | 第2号ア(イ)  | 平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)   |
|                       | 3,900円   | 3,100円  |
| 付則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項 | 第2号ア(ウ)a | 平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a  |
|                       | 6,900円   | 5,500円  |

|                       |          |  |
|-----------------------|----------|--|
|                       | 10,800円  | 7,200円                                     |
| 付則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項 | 第2号ア(ウ)b | 平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b |
|                       | 3,800円   | 3,000円                                     |
|                       | 5,000円   | 4,000円                                     |

(米原市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 米原市税条例の一部を改正する条例（平成27年米原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則第4条第7項中「、新条例」を「、米原市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第2項および第23項の申告書を除く。）、」を削り、「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中米原市税条例第80条の2の改正規定（「次の各号に該当するもの」を「救急用のもの」に改める部分に限る。）、同条例第81条の改正規定および同条例付則第10条の2の改正規定ならびに付則第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中米原市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「」、第53条の7、第67条」の次に「、第80条の7第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分および同条第3号中「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第34条の4および第80条の改正規定、同条例第80条の2を第80条の3とし、第80条の次に1条を加える改正規定、第81条の前に6条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条および第87条から第91条までの改正規定ならびに同条例付則第15条の次に5条を加える改正規定および同条例付則第16条の改正規定ならびに第2条の改正規定ならびに第

3条中米原市税条例の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）ならびに次条第3項および付則第4条の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中米原市税条例付則第6条の改正規定および次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例付則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第34条の4の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第48条第5項および第50条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項または第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

5 新条例付則第20条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例付則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。



- 3 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例付則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例付則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成29年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

米原市税条例新旧対照表（第1条関係）

| 改正後  | 現 行  |
|--|--|
| <p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第18条の2 略</p> <p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車または2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 略</p> <p>（納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者または特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2もしくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項および第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第80条の7第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項もしくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項または第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合においては、当該税額または納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、<u>第2号</u>および<u>第5号</u>において同じ。）の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6</p> | <p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第18条の2 略</p> <p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車または2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4 略</p> <p>（納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者または特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2もしくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項および第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項もしくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項または第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合においては、当該税額または納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号<u>および第2号</u>において同じ。）の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に</p> |

パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号まで当該各号に掲げる期間ならびに第5号および第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、または納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第80条の7第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第80条の7第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)  
当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日またはその日の翌日から1月を経過する日

第20条～第34条の3 略

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の7.6とする。

第34条の5～第42条 略

掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、または納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の規定による申告書に限る。)、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。)、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

第20条～第34条の3 略

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の11.3とする。

第34条の5～第42条 略

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更または決定およびこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書または国の税務官署がした所得税の更正もしくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、もしくは賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書もしくは第2号または第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額または賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項および第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、または所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書および所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、または国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、または所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正および所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更または決定およびこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書または国の税務官署がした所得税の更正もしくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、もしくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第35条第1号ただし書もしくは第2号または第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額または賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下次項において「不足税額」と総称する。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、または所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書および所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、または国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、または所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正および所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1

年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、または賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、または国の税務官署が所得税の更正（納税すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納税すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第44条～第47条の6 略

（法人の市民税の申告納付）

第48条 略

年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、または賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

第44条～第47条の6 略

（法人の市民税の申告納付）

第48条 略

## 2 略

3 法第321条の8第22項に規定するの申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項または第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間またはその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。

## 2 略

3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項または第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間またはその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1） 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

（2） 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合または法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

6・7 略

第49条 略

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税

5・6 略

第49条 略

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税

額がある場合には、同条第1項、第2項または第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間または当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項または第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定がされたこと(同条第2項または第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。))による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日または国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。

額についても同条第1項、第2項または第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間または当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項または第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定がされたこと(同条第2項または第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日または国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。



以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合または法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第51条～第79条 略

（軽自動車税の納税義務者等）

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することがで

第51条～第79条 略

（軽自動車税の納税義務者等）

第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課するこ

きない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第80条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を保留している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車またはその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第80条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用

とができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用または公共の用に供するものについては、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用

に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第80条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第80条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第80条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第80条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規

に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第80条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなく申告または報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第80条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車または第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(軽自動車税の課税免除)

第81条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする

(1) 略

(2) 軽自動車および小型特殊自動車

ア 軽自動車

(軽自動車税の課税免除)

第81条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 商品であって使用しない軽自動車等

(軽自動車税の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車および小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) 略

(種別割の賦課期日および納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月末日までとする。

第84条 略

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 略

(種別割に関する申告または報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者または使用者(以下この節

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,000円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 略

(軽自動車税の賦課期日および納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月末日までとする。

第84条 略

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 略

(軽自動車税に関する申告または報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者または使用者(以下本

において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車および2輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車および2輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車および2輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第80条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所または居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(6) 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等または第80条の2第1項に規定する軽自動車等の

節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車および2輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車および2輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車および2輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所または居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(6) 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等または第80条第2項に規定する軽自動車等の売主

売主が前条の規定によって申告し、または報告すべき事項について正当な理由がなくて申告または報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

## 2・3 略

### (種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車のうち、市長において必要と認めるものについては、種別割を減免する。

- (1) 公益のため、直接専用する軽自動車等
- (2) 前号に掲げるものを除くほか特別の事由があるもの

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

### (1)～(8) 略

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

### (身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

が前条の規定によって申告し、または報告すべき事項について正当な理由がなくて申告または報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

## 2・3 略

### (軽自動車税の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車のうち、市長において必要があると認めるものについては、軽自動車税を減免することができる。

- (1) 公益のため、直接専用するものと認める軽自動車等
- (2) 前号に掲げるものを除く外特別の事由があるもの

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

### (1)～(8) 略

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

### (身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障がい<sup>1</sup>を有し歩行が困難な者（以下「身体障がい者」という。）または精神に障がい<sup>2</sup>を有し歩行が困難な者（以下「精神障がい者」という。）が所有する軽自動車等（身体障がい者で年齢18歳未満のものまたは精神障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障がい者、当該身体障がい者もしくは精神障がい者（以下「身体障がい者等」という。）のために当該身体障がい者等と生計を一にする者または当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

(2) 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）または精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者または身体障がい者等と生計を一にする者もしくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 身体に障がい<sup>1</sup>を有し歩行が困難な者（以下「身体障がい者」という。）または精神に障がい<sup>2</sup>を有し歩行が困難な者（以下「精神障がい者」という。）が所有する軽自動車等（身体障がい者で年齢18歳未満のものまたは精神障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障がい者、当該身体障がい者もしくは精神障がい者（以下「身体障がい者等」という。）のために当該身体障がい者等と生計を一にする者または当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）または精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者または身体障がい者等と生計を一にする者もしくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。



(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

2 法第445条もしくは第80条の3または第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第445条もしくは第80条の3または第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、また同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識および第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車または小型特殊自動車を所有し、もしくは使用しないこととなったとき、または当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車に対して種別割が

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

2 法第443条もしくは第80条の2または第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第443条もしくは第80条の2または第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、また同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識および第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車または小型特殊自動車を所有し、もしくは使用しないこととなったとき、または当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車に対して軽自動車

課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。

8・9 略

第92条～第149条 略

付 則

第1条～第5条 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条～第10条 略

第10条の2 略

2～4 略

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。

8・9 略

第92条～第149条 略

付 則

第1条～第5条 略

第6条 削除

第7条～第10条 略

第10条の2 略

2～4 略

9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の  
条例で定める割合は、2分の1とする。

10～12 略

第10条の3～第15条 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規  
定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うもの  
とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第80条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車  
税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の  
軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第80条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市  
長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うた  
めに要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額  
を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第80条の5の規定の適用につい  
ては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、  
それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

5～7 略

第10条の3～第15条 略

|     |               |                 |
|-----|---------------|-----------------|
| 第1号 | <u>100分の1</u> | <u>100分の0.5</u> |
| 第2号 | <u>100分の2</u> | <u>100分の1</u>   |
| 第3号 | <u>100分の3</u> | <u>100分の2</u>   |

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第80条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回  
車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年  
度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当  
分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ  
れ同表の右欄に掲げる字句とする。

|                 |                |                |
|-----------------|----------------|----------------|
| <u>第2号ア(イ)</u>  | <u>3,900円</u>  | <u>4,600円</u>  |
| <u>第2号ア(ウ)a</u> | <u>6,900円</u>  | <u>8,200円</u>  |
|                 | <u>10,800円</u> | <u>12,900円</u> |
| <u>第2号ア(ウ)b</u> | <u>3,800円</u>  | <u>4,500円</u>  |
|                 | <u>5,000円</u>  | <u>6,000円</u>  |

2 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する  
第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年  
3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動  
車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字  
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下こ  
の条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経  
過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用につ  
いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ  
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|                 |                |                |
|-----------------|----------------|----------------|
| <u>第82条第2号ア</u> | <u>3,900円</u>  | <u>4,600円</u>  |
|                 | <u>6,900円</u>  | <u>8,200円</u>  |
|                 | <u>10,800円</u> | <u>12,900円</u> |
|                 | <u>3,800円</u>  | <u>4,500円</u>  |
|                 | <u>5,000円</u>  | <u>6,000円</u>  |

2 法附則第30条第3項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対す  
る第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28  
年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の  
軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ  
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ)  | 3,900円  | 1,000円 |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円  | 1,800円 |
|          | 10,800円 | 2,700円 |
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円  | 1,000円 |
|          | 5,000円  | 1,300円 |

3 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ)  | 3,900円  | 2,000円 |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円  | 3,500円 |
|          | 10,800円 | 5,400円 |
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円  | 1,900円 |
|          | 5,000円  | 2,500円 |

4 法附則第30条第5項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 3,000円 |
|---------|--------|--------|

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第82条第2号ア | 3,900円  | 1,000円 |
|          | 6,900円  | 1,800円 |
|          | 10,800円 | 2,700円 |
|          | 3,800円  | 1,000円 |
|          | 5,000円  | 1,300円 |

3 法附則第30条第4項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第82条第2号ア | 3,900円  | 2,000円 |
|          | 6,900円  | 3,500円 |
|          | 10,800円 | 5,400円 |
|          | 3,800円  | 1,900円 |
|          | 5,000円  | 2,500円 |

4 法附則第30条第5項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |        |        |
|----------|--------|--------|
| 第82条第2号ア | 3,900円 | 3,000円 |
|----------|--------|--------|

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円  | 5,200円 |
|          | 10,800円 | 8,100円 |
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円  | 2,900円 |
|          | 5,000円  | 3,800円 |

|  |         |        |
|--|---------|--------|
|  | 6,900円  | 5,200円 |
|  | 10,800円 | 8,100円 |
|  | 3,800円  | 2,900円 |
|  | 5,000円  | 3,800円 |

第16条の2～第20条 略

(特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等または外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第

第16条の2～第20条 略

1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項および第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項および第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項および第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同法第7条第18項（同法第11条第12項および第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等または外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定す

る特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項および第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたものおよびその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

（2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付



則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項および第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額もしくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合

(条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の

には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付

3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付

則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項および第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34

則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項および第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の

条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法第46号)第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額もしくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「または同条第6項」とあるのは「もしくは付則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよびその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例

7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第20条の2第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額または配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「または同条第6項」とあるのは「もしくは付則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよびその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等

等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定および法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、または第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第21条以下 略

### 付 則

#### (施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中米原市税条例第80条の2の改正規定（「次の各号に該当するもの」を「救急用のもの」に改める部分に限る。）、同条例第81条の改正規定および同条例付則第10条の2の改正規定ならびに付則第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中米原市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「㊦、第53条の7、第67条」の次に「、第80条の7第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分および同条第3号中「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第34条の4および第80条の改正規定、同条例第80条の2を第80条の3とし、第80条の次に1条を加える改正規定、第81条の前に6条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条および第87条から第91条までの改正規定ならびに同条例付則第15条の次に5条を加える改正規定および同条例付則第16条の改正規定ならびに第2条の改正規定ならび第3条中米原市税条例の一部を改正する条例付則第4条第7項の

に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定および法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、または第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第21条以下 略

表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）ならびに次条第3項および付則第4条の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中米原市税条例付則第6条の改正規定および次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例付則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第34条の4の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第48条第5項および第50条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項または第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

5 新条例付則第20条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個

人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例付則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例付則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例付則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成29年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分

の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。



米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

| 改正後   |         |   | 現 行   |         |  |
|---|---------|---|---|---------|--|
| 米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例   |         |   | 米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例   |         |  |
| 本則 略  |         |   | 本則 略  |         |  |
| 付 則   |         |   | 付 則   |         |  |
| 第1条～第4条 略   |         |   | 第1条～第4条 略   |         |  |
| 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る米原市税条例第82条および付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 |         |   | 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条および新条例付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 |         |  |
| 第82条第2号ア(イ)   | 3,900円  | 3,100円  | 新条例第82条第2号ア   | 3,900円  | 3,100円   |
| 第82条第2号ア(ウ)a  | 6,900円  | 5,500円  | 新条例付則第16条の表<br>以外の部分  | 6,900円  | 5,500円   |
|   | 10,800円 | 7,200円  |   | 10,800円 | 7,200円   |
| 第82条第2号ア(ウ)b  | 3,800円  | 3,000円  |   | 3,800円  | 3,000円   |
|   | 5,000円  | 4,000円  |   | 5,000円  | 4,000円   |
| 付則第16条第1項   | 第82条    | 米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成26年米原市条例第70号。以下この条において「平成26年改正条 |   | 第82条    | 米原市税条例の一部を改正する条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成26年米原市条例第70号。以下この条にお |

|                       |          |  |
|-----------------------|----------|--|
|                       |          | 例」という。)付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条           |
| 付則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項  | 第2号ア(イ)  | 平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)  |
|                       |          | 3,900円 3,100円                              |
| 付則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項 | 第2号ア(ウ)a | 平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a |
|                       |          | 6,900円 5,500円                              |
|                       |          | 10,800円 7,200円                             |
| 付則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項 | 第2号ア(ウ)b | 平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b |
|                       |          | 3,800円 3,000円                              |
|                       |          | 5,000円 4,000円                              |

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

|                       |          |   |
|-----------------------|----------|---|
|                       |          | いて「平成26年改正条例」という。)付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条 |
| 新条例付則第16条の表第82条第2号アの項 | 第82条第2号ア | 平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア      |
|                       |          | 3,900円 3,100円                               |
|                       |          | 6,900円 5,500円                               |
|                       |          | 10,800円 7,200円                              |
|                       |          | 3,800円 3,000円                               |
|                       |          | 5,000円 4,000円                               |

規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中米原市税条例第80条の2の改正規定（「次の各号に該当するもの」を「救急用のもの」に改める部分に限る。）、同条例第81条の改正規定および同条例付則第10条の2の改正規定ならびに付則第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中米原市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「㊦、第53条の7、第67条」の次に「第80条の7第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分および同条第3号中「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第34条の4および第80条の改正規定、同条例第80条の2を第80条の3とし、第80条の次に1条を加える改正規定、第81条の前に6条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条および第87条から第91条までの改正規定ならびに同条例付則第15条の次に5条を加える改正規定および同条例付則第16条の改正規定ならびに第2条の改正規定ならびに第3条中米原市税条例の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）ならびに次条第3項および付則第4条の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中米原市税条例付則第6条の改正規定および次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例付則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について

適用する。

3 新条例第34条の4の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第48条第5項および第50条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項または第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

5 新条例付則第20条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例付則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例付則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例付則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例付則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成29年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

米原市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

| 改正後   |  |                       | 現 行  |   |                       |
|---|--|-----------------------|--|---|-----------------------|
| 米原市税条例の一部を改正する条例  |  |                       | 米原市税条例の一部を改正する条例   |   |                       |
| 本則 略  |  |                       | 本則 略   |   |                       |
| 付 則   |  |                       | 付 則  |   |                       |
| 第1条～第3条 略   |  |                       | 第1条～第3条 略  |   |                       |
| (市たばこ税に関する経過措置)   |  |                       | (市たばこ税に関する経過措置)  |   |                       |
| 第4条 略   |  |                       | 第4条 略  |   |                       |
| 2～6 略   |  |                       | 2～6 略  |   |                       |
| 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、 <u>米原市税条例第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。</u> この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>同条例の規定</u> 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 |  |                       | 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、 <u>新条例第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。</u> この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>新条例の規定</u> 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 |   |                       |
| 略   |  |                       | 略  |   |                       |
| 第19条第3号   | <u>第80条の7第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書</u> でその提出期限 | 平成27年改正条例付則第4条第6項の納期限 | 第19条第3号  | <u>第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。)、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書</u> でその提出期限 | 平成27年改正条例付則第4条第6項の納期限 |
| 略   |  |                       | 略  |   |                       |

## 付 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中米原市税条例第80条の2の改正規定（「次の各号に該当するもの」を「救急用のもの」に改める部分に限る。）、同条例第81条の改正規定および同条例付則第10条の2の改正規定ならびに付則第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中米原市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「㊦、第53条の7、第67条」の次に「、第80条の7第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分および同条第3号中「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第34条の4および第80条の改正規定、同条例第80条の2を第80条の3とし、第80条の次に1条を加える改正規定、第81条の前に6条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条および第87条から第91条までの改正規定ならびに同条例付則第15条の次に5条を加える改正規定および同条例付則第16条の改正規定ならびに第2条の改正規定ならび第3条中米原市税条例の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）ならびに次条第3項および付則第4条の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中米原市税条例付則第6条の改正規定および次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例付則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第34条の4の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第48条第5項および第50条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項または第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

5 新条例付則第20条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例付則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分



の固定資産税について適用する。

2 新条例付則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例付則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例付則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成29年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。